

令和6年度 こども政策モニター事業 委託業務仕様書

1 委託業務の名称

こども政策モニター事業委託業務

2 業務の目的

こども基本法（令和5年4月1日施行）では、こどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられている。

そこで兵庫県では、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて積極的かつ適切にこども政策の策定等に反映するため、こどもを対象とした県政・こども施策に対するモニター調査を実施する。

3 業務の内容

インターネットを通じたこども政策モニターの募集・登録及びモニターを対象としたアンケート調査を実施するとともに、モニター募集・調査実施に係る広報、調査結果の集計・分析等の関連業務を行う。

(1) こども政策モニターの募集・登録

ア 募集対象及び人数

県内に在住又は在学のこども300名を公募。内訳は以下のとおり。

- (ア) 小学生4～6年生 100名
- (イ) 中学生 100名
- (ウ) 高校生 100名

イ 募集及び登録の方法

- (ア) モニター登録希望者が登録するための、インターネットを利用した応募フォームシステムを構築又は使用し、モニターの募集及び情報管理を行うこと。
- (イ) 定員を上回る応募があった際は、先着順により対象者を決定する。
- (ウ) 登録するモニターの情報は、以下のとおりとする。
 - a 氏名
 - b 年齢
 - c 学年
 - d 住所
 - e 電話番号
 - f メールアドレス
- (エ) 同一の応募者が重複して登録しないよう措置を講じること。

(2) 広報

ア ポスターの作成・発送

こども政策モニターのポスター（A2サイズ）を作成し、県内の高等学校に送付する。

送付する学校名、住所は、追って県から指定する（最大200校程度）。

イ チラシ（PDF）の作成

A4サイズでの印刷に適したチラシのデータを作成し、PDF形式で納品する。

ウ SNSその他の方法による広報

SNS、新聞、情報誌への掲載等、(1)アに記載の募集人数を満たすために効果的な募集方法を検討の上実施すること（自ら応募、回答することができると考えられる高校生等高い年齢層から、保護者の協力が必要と考えられる小学生等低年齢層まで、募集対象に応じた効果的な募集方法を検討されたい。）。

エ その他

県と協議の上、モニター数の確保、アンケート回収率の向上に努めること。

(3) アンケート調査の実施

ア 方法、回数等

インターネットを利用したアンケート調査を2回行う（第1回のアンケート調査は、(1)のモニター登録の手続完了から引き続いて行うことを原則とする。）。

アンケート調査は、スマートフォンやパソコン等からアクセス可能なWebページ上の回答フォームを通じて行うこと。モニターが操作・回答しやすい具体的な実施方法や回答フォームのイメージ等を提案されたい。

同一のモニターが重複回答しないよう措置を講じること。

イ アンケート内容

設問項目は県において作成し、別途提示するので、受託事業者において、小学生と中学生・高校生の区分で、対象年齢層に応じた文章表記に整えること（1回につき15～20問程度）。

ウ 回答者への謝礼

(ア) 第1回及び第2回のアンケート調査それぞれについて、回答者のうち(1)アの3つの募集区分ごとに、抽選で各1名に対し、1,000円相当の兵庫県の特産品、名産品等の返礼品を発送する（返礼品の選定については、県と協議の上決定すること。）。

(イ) 第1回及び第2回のアンケート調査回答者に対し、別途指定する県立施設の無料招待券を電子メールで送付する。

(4) アンケート調査結果の集計・分析

回答のあった意見について、アンケート回ごとに終了後に集計を行った上で、速やかに県に提出する。

アンケート回ごとにグラフ等で見やすくまとめた報告書（こどもにもわかりやすいものとする）を作成すること。

4 委託期間及びスケジュール

(1) 委託期間

契約日から令和7年2月28日まで

(2) スケジュール

概ね以下のスケジュールとする。

時期	内容
令和6年7月末ごろ	契約締結
令和6年8月上旬	県との打合せ、事業実施の準備
令和6年8月下旬	ポスターの送付、チラシ(PDF)の納品
令和6年9月	こども政策モニターの募集、登録、アンケート調査1回目の実施
令和6年10月以降	アンケート調査2回目の実施

5 その他留意事項

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議すること。
- (2) 受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に兵庫県の承諾を得ること。
- (4) 本業務の実施に伴い取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 本事業実施に伴い著作権その他の権利が生じたときは、県に帰属するものとする。
- (6) 本事業実施に当たり、イラスト、写真等の第三者が権利を有するものを使用する場合は、受託者が、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担等に係る一切の手続を行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続を行うこと。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 委託料の支払いは精算払いとし、支払時期は令和7年3月以降とする。
- (9) 単価で積算できる経費については、実績に伴う委託料の減額がありうる。